

令和 6 年度 政府が講じた死因究明等に関する施策

（令和 7 年版死因究明等推進白書の概要）

厚生労働省 医政局 医事課
死因究明等企画調査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和 7 年版「死因究明等推進白書」の全体像

死因究明等推進白書は、死因究明等推進基本法に基づき、国会に報告を行う法定白書。初版は令和 4 年。今回で 4 回目の作成となるもの（閣議決定及び国会報告）。

《参考》 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）
（年次報告）

第 9 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

白書の構成

第 1 章 死因究明等に係る人材の育成等

第 2 章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点
の整備

第 3 章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的
な整備

第 4 章 警察等における死因究明等の実施体制の
充実

第 5 章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

第 6 章 死因究明のための死体の科学調査の活用

第 7 章 身元確認のための死体の科学調査の充実
及び身元確認に係るデータベースの整備

第 8 章 死因究明により得られた情報の活用及び
遺族等に対する説明の促進

第 9 章 情報の適切な管理

第1章 死因究明等に係る人材の育成等①

- 検案する医師の検案能力の向上を目的とした「死体検案研修会」、死亡時画像診断を行う医師等の読影能力等の向上を目的とした「死亡時画像診断研修会」をオンデマンド方式により実施。参加しやすくすることで、その修了者数は増加。

【死体検案研修会】

- 検案業務に従事する機会の多い一般臨床医等を対象に、検案能力の向上を目的として講習会を開催し、検案体制の強化を図る。



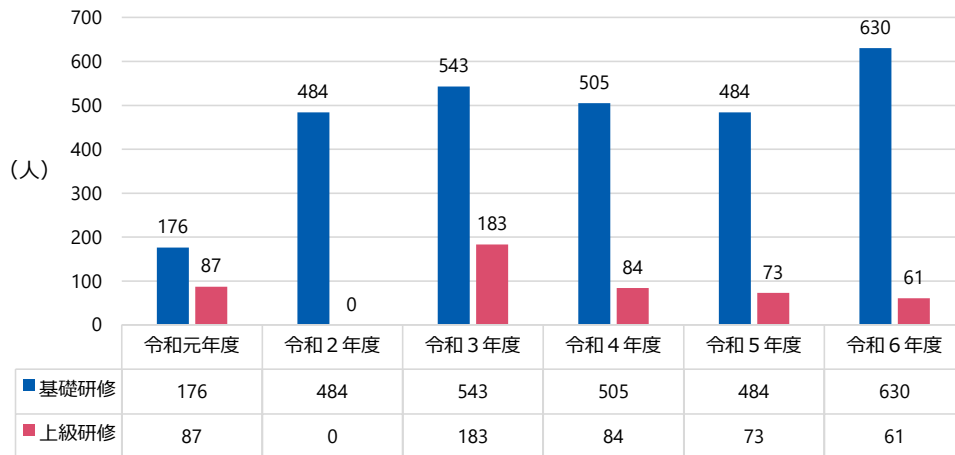
座学

- ・ 死体検案に関する法令
- ・ 死体検案書の書き方
- ・ 検案の実施方法 など

実習

監察医務機関や各大学法医学教室等において現場実習

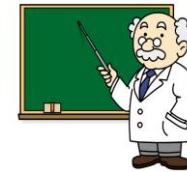
死体検案研修会の修了者数の推移



令和6年度修了者は691人

【死亡時画像診断研修会】

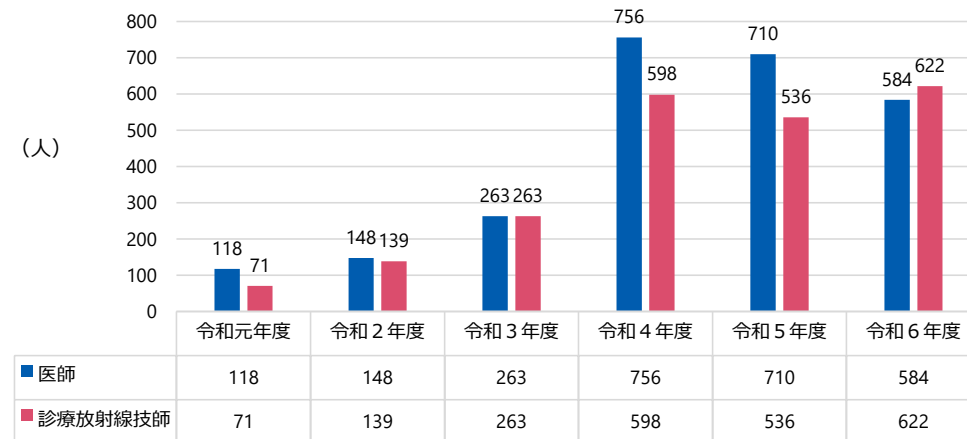
- CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施し、異状死等の死因究明の推進を図る。



- 令和2年度以降
新型コロナウイルス感染症対策のため、
オンデマンド方式の講義を導入

- 令和3年度～令和4年度
毎年度、受講者の募集人員を増加

死亡時画像診断研修会の修了者数の推移



令和6年度修了者は1,206人

第1章 死因究明等に係る人材の育成等②

- 警察及び海上保安庁において、死体取扱業務に関する多様な研修機会を設け、人材育成を推進。
- 都道府県医師会や都道府県歯科医師会と都道府県警察等による合同研修会等を開催し、連携を強化。



死体取扱業務に従事する警察官に対する研修

- 警察大学校等において、**検視官や検視官補助者を対象**とした研修を実施
- 都道府県警察学校等において、**一般の警察官等を対象**とした研修を実施
- 全国会議**を開催し、事例発表や意見交換を行うなどして、**好事例、効果的な取組等に関する情報の共有**



鑑識等に従事する海上保安官に対する研修の様子

- 15大学の法医学教室**に海上保安官を研修生等として派遣して研修を実施
- 海上保安学校等において、**鑑識・死体取扱業務に係る研修・検定**を実施
- 管区海上保安本部等に**法医学者等を招致して講義**を受講



警察と地域の歯科医師会の合同訓練

- 35都道府県警察**において、都道府県医師会との合同研修会等を開催
- 42都府県警察**において、都道府県歯科医師会との合同研修会等を開催
- 4管区海上保安本部**において、都道府県医師会との合同研修会等を開催
- 9管区海上保安本部**において、都道府県歯科医師会との合同研修会等を開催

第2章 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

- 文部科学省において、法医学等の分野における人材を養成するためのキャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学に必要な経費を支援。

1. 基礎研究医養成活性化プログラム（平成29年度開始事業）（※1）における各大学の取組（※1）事業期間：平成29年度～令和3年度

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は事業期間における累計の受入人数	キャリアパスに関する主な計画
筑波大学 (自治医科大学, 獨協医科大学)	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理学・法医学 (14人)	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 (群馬大学, 山梨大学)	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理学・法医学 (16人)	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 (福島県立医科大学, 順天堂大学)	福島関東病理法医連携プログラム「つなぐ」	病理学 (14人)	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 (名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学・法医学 (121人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学 (琉球大学, 北里大学, 龍谷大学)	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学 (3人)	・法医学関連領域のポスト等を確保

2. 基礎研究医養成活性化プログラム（令和3年度開始事業）等（※2）における各大学の取組（※2）事業期間：令和3年度～

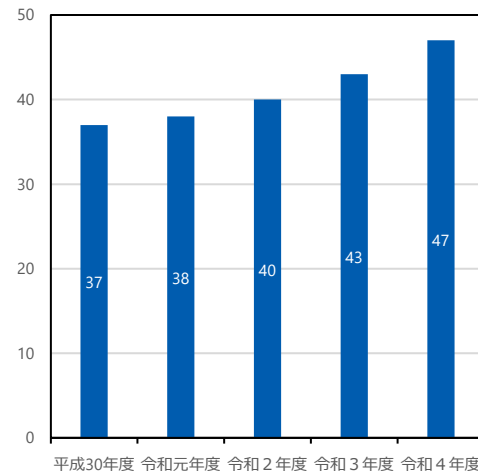
大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は事業期間における累計の受入人数	キャリアパスに関する主な計画
金沢大学 (秋田大学, 金沢医科大学)	医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成	大学院生、医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法医学研究者 (41人)	・特任助教ポストを2席確保するとともに、海外研究員ポストの確保に努める ・児童相談所等の地域法医ポストを2席確保
滋賀医科大学 (京都府立医科大学, 大阪医科薬科大学)	地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成	大学院生、医師、歯科医師 (184人)	・連携校間での助教ポストを有効活用 ・拠点校において特任教員を複数確保

第3章 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

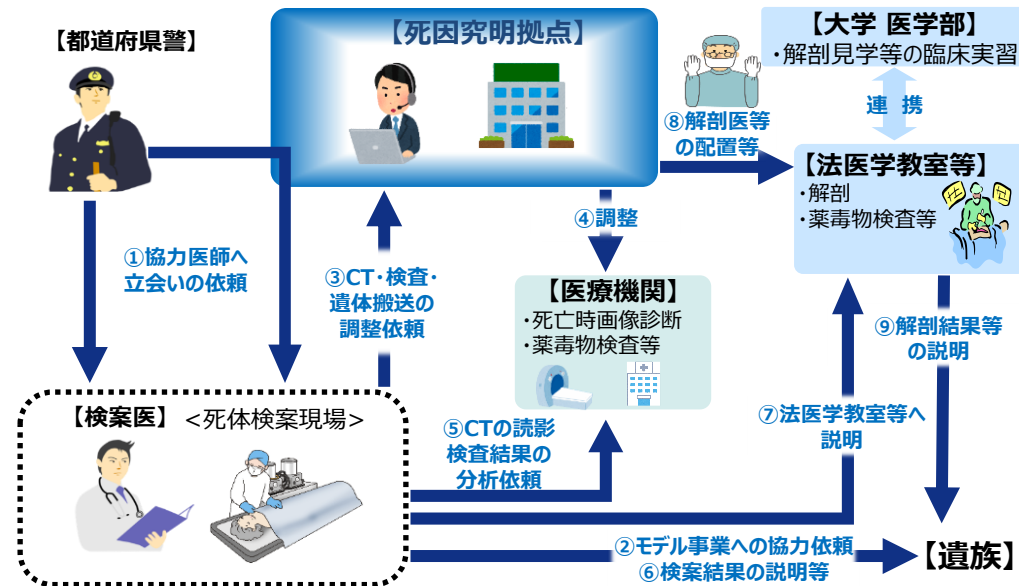
- 各地域における死因究明等の取組を推進するため、各地方公共団体における、死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）の開催、必要な施策形成を促進（令和5年2月までに、全ての都道府県において地方協議会を設置）。
- 各地域における公衆衛生の向上を目的とした検査や解剖の体制の構築に向け、死因究明拠点整備モデル事業を実施。

協議会設置都道府県数の推移

滋賀県における検視・検案訓練の様子



【死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）】



※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。※本事業における解剖は承諾解剖を対象。

地方協議会における主な取組等（令和6年度 滋賀県）

- 平成28年3月に、死因究明等の推進のために取り組むべき20項目の重点施策を掲げた「滋賀県死因究明等推進協議会第一次提言」をとりまとめ。（提言に基づき、検視・検案訓練、家族のグリーフケア訓練等を実施）
- 令和6年度に同提言の実施状況を議論。今後、死因究明等の従事者の資質向上のための研修会への参加者を増やす取組、孤独死・在宅看取り等の高齢化による社会問題の解決に向けた検討を予定。

モデル事業における主な成果等（令和6年度 京都府）

- 公衆衛生の向上・増進の観点から死因を明らかにする「承諾解剖」の社会への定着のため、遺族への丁寧な支援と医療従事者による情報発信が課題。
- 本事業で、承諾解剖の遺族等を対象とした「遺族会」や、大学病院職員等を対象とした承諾解剖のシンポジウムを開催。承諾解剖の社会への定着へ向け、理解を広げる契機とした。

令和6年度：3か所、令和5年度：2か所、令和4年度：3か所
令和6年度実施主体：京都府、大阪府、東京医科大学

第4章 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 警察において、一層効果的かつ効率的な検視官の運用について検討するとともに、現場の映像等をリアルタイムで検視官に送信する映像伝送装置の整備・活用を推進。
- 海上保安庁において、鑑識官の整備を推進するとともに死体取扱業務に必要な資器材等を整備。

映像を送信する警察署捜査員・確認する検視官

警察署捜査員（現場）



映像送信・報告

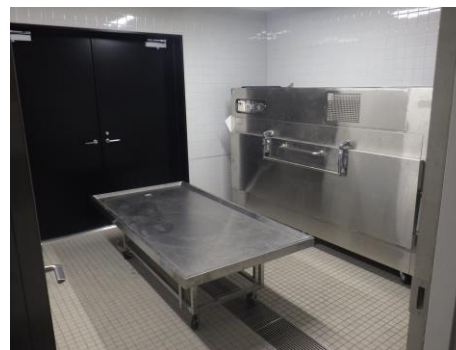
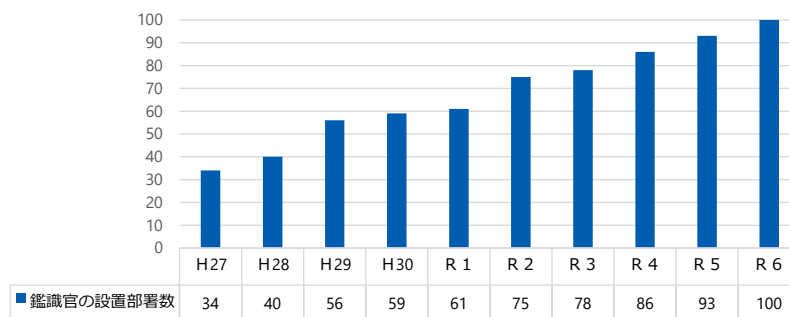
事件性の判断・指導



検視官（他の現場）

現場に臨場できない場合であっても、リアルタイムで状況を把握することが可能

鑑識官の設置部署数の推移（全148部署中）



検視室

- 海上保安部署 **7 部署**に鑑識官を増員配置
- 4 部署**に検視室を、**3 部署**に遺体保存用冷蔵庫を整備

第5章 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実

- ・ 異状死死因究明支援事業により、解剖、死亡時画像診断等の実施に要する費用を支援。
- ・ 死亡時画像診断システム等整備事業により、施設・設備の整備に要する費用を支援。

【異状死死因究明支援事業】

<目的>

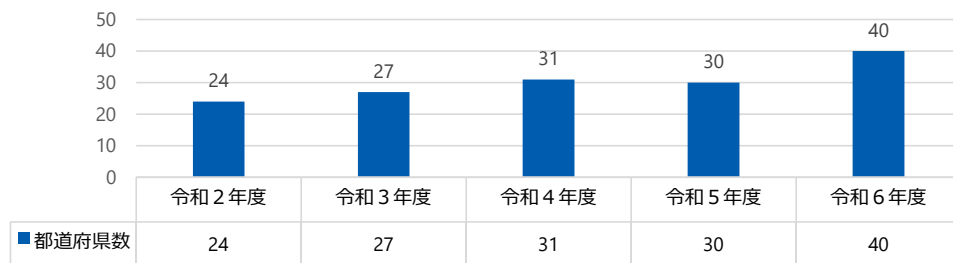
- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、解剖又は死亡時画像診断等の検査や、地方協議会開催等に係る経費について財政的支援。

<事業内容>

- ① 都道府県等の判断による解剖
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断
- ③ 感染症の検査、薬毒物検査
- ④ 関係機関・団体等が参加する地方協議会の開催

<補助率> 1 / 2

本事業の活用実績



※令和6年度は交付決定した都道府県数

【死亡時画像診断システム等整備事業】

<目的>

- 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムの導入に係る経費について財政的支援。

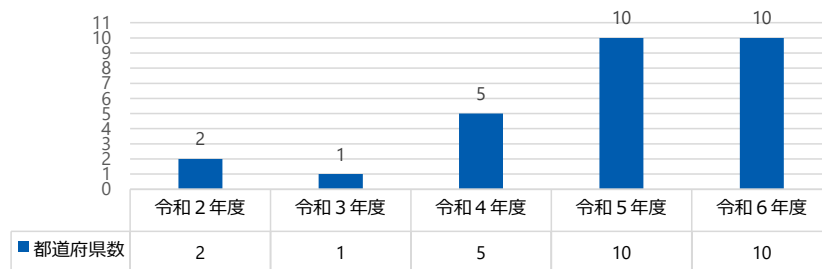
<支援の対象>

- ① 解剖又は死亡時画像診断のための施設整備
(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)
- ② 解剖又は死亡時画像診断のための設備整備
(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)



<補助率> 1 / 2

本事業の活用実績



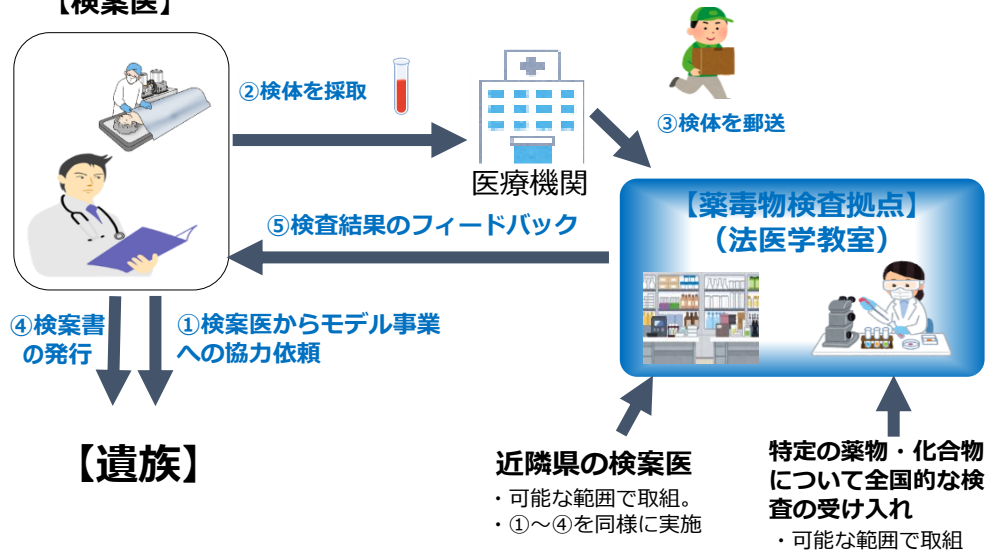
※令和6年度は交付決定した都道府県数

第6章 死因究明のための死体の科学調査の活用

- 各地域における公衆衛生の向上を目的とした薬毒物検査の体制の構築に向け、死因究明拠点整備モデル事業を実施。
- 警察及び海上保安庁において必要な検査を確実に実施。

【死因究明拠点整備モデル事業（薬毒物検査拠点モデル事業）】

【検案医】



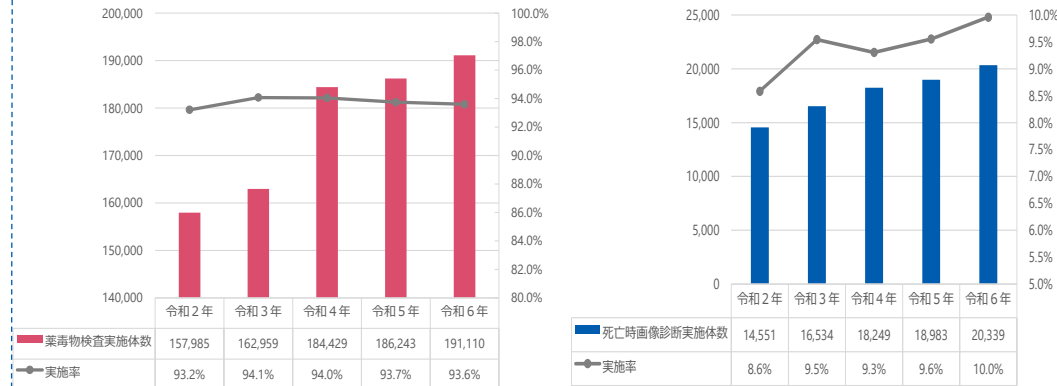
【遺族】

※あくまでイメージ。実際の運用は地域の状況に応じて構築。

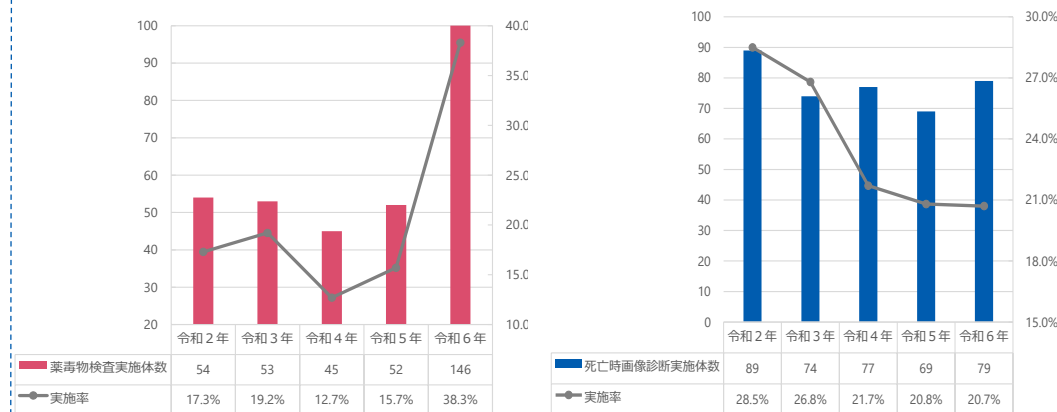
モデル事業における主な成果等（令和6年度 旭川医科大学）

- 旭川医科大学では薬毒物検査の精密分析装置を備えているが、広大な北海道で試料を集約する効率的な手段構築が課題。
 - 本事業で、同大学が警察を介して地域の検案医と連携を取り、試料の運送や検査結果の報告を行うための体制構築ができた。
- 〔当初薬毒物が死因に関与していないと考えられていた複数事例で、中毒濃度以上の薬毒物を検出し、死因の変更・解剖実施につなげた。〕

警察における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移

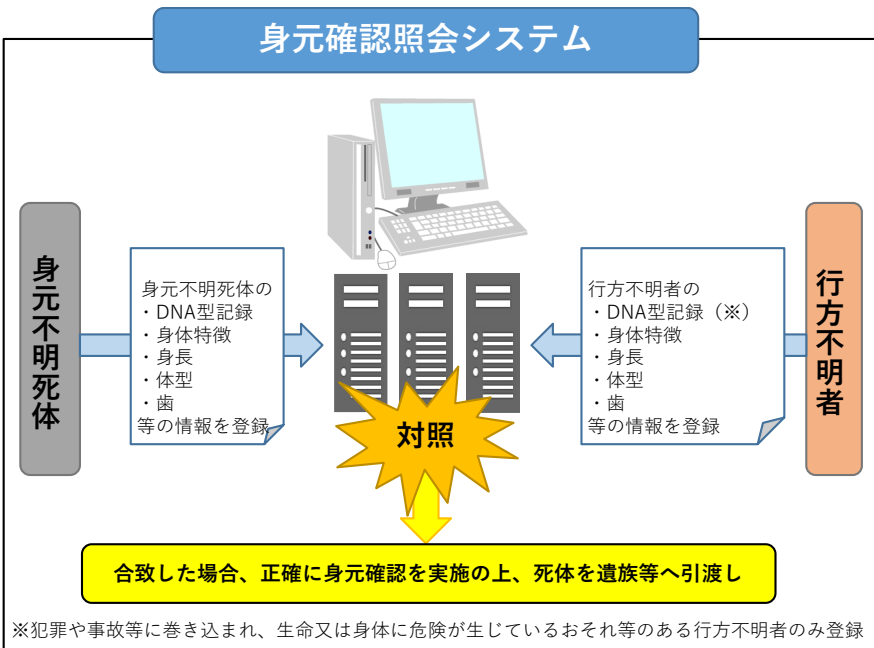


海上保安庁における薬毒物検査・死亡時画像診断の実施体数等の推移



- 警察において、「身元確認照会システム」を適正かつ効果的に運用。

- こども家庭庁において、予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的として、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の体制整備を推進。
※CDR：Child Death Review



警察における身元不明死体の身元確認件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身元確認件数	205	191	155	145	132

警察における身元不明死体票作成数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
身元不明死体票作成数	661	518	510	543	518

【予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業】

- <目的>
- CDRは、こどもが死亡したときに、関係機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
 - 一部の都道府県において、実施体制の整備を試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

- <内容>
- （1）こどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関等による推進会議を開催し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。
 - （2）こどもの死亡に関する情報を関係機関から収集し、標準化したフォーマットに記録。
 - （3）死因を多角的に検証するため、関係機関等を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマットに記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施自治体数	7	9	8	10	10

令和6年度：北海道、福島県、群馬県、東京都、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、鳥取県、香川県

※上記モデル事業に加え、令和4年度からは、新たに広報啓発事業として、こどもの命を守るための予防策の一覧や動画の掲載等を行っている。